

## 「巴川水系流域委員会」設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は「巴川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 委員会は、「巴川水系河川整備計画」(以下「計画」という。)の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

### (組織等)

第3条 委員会は、静岡県静岡土木事務所長が委嘱する委員(別表)で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、当該職をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長がその職務を代理する委員を指名する。

### (議事等)

第5条 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外(参考人)から意見の聴取及び資料の提供を受けることができる。

### (情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置く。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この設置要領は、平成18年3月9日から施行する。